

平成29年度 第3回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 錄

四国中央市農業委員会

平成29年度第3回農業委員会総会日程表

- 日 時 平成29年 6月 5日（月） 午後1時30分～
- 場 所 JAうま総合経済センター2階 会議室
- 招集者 四国中央市農業委員会会長 石川有利
- 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
- 日程第7 諒問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
- 日程第8 諒問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（19名）

1番	大西嘉一郎	2番	石川有利
3番	星川安徳	4番	横尾昇
5番	押条和司朗	6番	篠原義尚
7番	鈴木俊一	8番	武村美枝子
9番	妻鳥和美	10番	高橋博

1 1番 坂上 宏
1 3番 鈴木 博美
1 5番 辻 政春
1 7番 齋藤 伊勢子
1 9番 石川 武将

1 2番 尾崎 靖雄
1 4番 高橋 藤信
1 6番 河村 薫
1 8番 則友 祝則

出席農地利用最適化推進委員（20名）

2番 藤田 紘正
4番 森川 雅之
7番 宇高 勉
9番 石村 好典
1 2番 高橋 功
1 4番 三好 忠行
1 6番 合田 篤夫
1 9番 加地 照男
2 1番 越智 寧
2 3番 近藤 良啓

3番 薦田 悅男
5番 高橋 忠明
8番 鎌倉 静雄
1 1番 石川 修平
1 3番 立川 貞美
1 5番 河村 一碩
1 8番 真鍋 義孝
2 0番 渡邊 繁
2 2番 尾崎 寿則
2 5番 鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員（5名）

1番 脇 純樹
1 0番 中泉 敏則
2 4番 高橋 祥志

6番 合田 憲太郎
1 7番 鈴木 一郎

出席した職員

事務局長 曾我部 和司
係長 岡田 昇
係長 石川 考太

次長 大西 唯文
係長 河村 由美子

局長 ご起立願います。

局長 札、ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。梅雨入りを前にして暑い日が続きますが、皆さんの体調はいかがでしょうか。本日は田植えの季節を迎えて、何かと忙しい中、総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。私の方から報告を3点いたします。まず第1番目に5月22日に銅山川の渇水調整委員会がありまして、現在、新宮・柳瀬・富郷の3ダムの貯水率が50パーセントを切る寸前までできているということで、先月の25日から工業用水は今まで20パーセントカットだったのですが、25パーセントにカットされたということが1つ。その中で農業の方を代表して意見を求められ、私が申し上げたのは、6月6日、明日から新宮ダムの灌がい用水、水田への通水が始まります。そういうことで工業用水はカットするのは仕方ないとして、農業用水だけはカットは勘弁願いたいということで要請しております。農業の水田用水についても、できるだけ節水に心がけて特に垂れ流しのないようにご協力願えたらと思っております。第2番目に先般、愛媛県の中村知事が四国中央市に来られました。国体の要請等もあり、お見えになったと思うのですが、夜、懇談会に同席する機会がありまして、その中で色々話をしたのですが里芋の伊予美人については知事も非常においしいし、これを四国中央市の名物にできないだろうかというお話がありました。確かに芋炊きは秋から年末にかけてはシーズンということで食べる機会があるので、年を越えてこの夏場ですね、さっぱり芋炊きの「い」も聞かないということがありますので、何とか年中、供給できるような形になれば名物にできるのではないかと思います。中予では中晩柑の紅マドンナがブランド化されて認知が高まっており、南予ではマグロに代わるスマ、媛貴海を何とか南予のブランドにしたいということで、さらなる養殖技術の向上を目指しております。四国中央市も芋炊きを何とかとか名物にできたらいいなと。大洲市にも芋炊きはあるんですけど、そういうお話がありました。第3番目に5月の

末に全国農業委員会会長会議があり、出席いたしました。全国的にも農業従事者の高齢化に伴い、耕作放棄地が非常に増えてきており課題として残っております。その中で農業委員と推進委員が一体となって農地の有効利用に取り組んでほしいとの要請がありましたので、ご報告させていただきます。以上3点であります。

議長　　只今の出席委員数は、19名であります。

議長　　したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長　　よって、第3回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長　　これより、会議を開きます。

議長　　議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長　　ご報告いたします。農地利用最適化推進委員の、1番 脇 純樹委員、6番 合田 慎太郎委員、10番 中泉 敏則委員、17番 鈴木 一郎委員、24番 高橋 祥志委員より欠席届けがありましたのでお知らせいたします。

議長　　日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長　　会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、13番 鈴木 博美委員、12番 尾崎 靖雄委員を指名いたします。

議長　　日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議長　　報告を求めます。岡田 昇君

岡田係長　受付番号7番～16番を議案書により報告

議長　　以上で報告を終わりました。

議長　日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長　議案の説明を求めます。岡田昇君

岡田係長　議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを説明いたします。受付番号47、金生町下分田1筆の案件につきまして規模拡大ということで有償移転になっています。条件第1号から第7号までにつきましては問題ありません。受付番号48、具定町の畠2筆につきましては、無償移転ということで、姪子から叔父への贈与ということになっており、条件第1号から第7号までについては問題ありません。49番、土居町北野の田1筆、畠1筆につきましては、規模拡大ということで有償移転になっております。条件第1号から第7号までについては問題ありません。50番、土居町津根の田1筆については、規模拡大の有償移転になっており、条件第1号から第7号までについては問題ありません。以上で説明を終わります。

議長　以上で、議案の説明は終わりました。

議長　これより、質疑にはいります。補足説明があればお願ひします。

議長　受付番号47番　質疑ありませんか。

委員　異議ありません。

議長　48番

武村委員　きれいに作っておりましたので、意義ありません。

議長　49番

真鍋推進委員　876番は田なのですが、耕作放棄地となっており、草が多く生えております。規模拡大ということなので耕作されると思いますが、そういう状態でした。異議はありません。

議長 50番

委員 異議ありません。

議長 他に質疑はありませんか。

岡田係長 49番ですが、1035-1の畠の方ですが、竹が生い茂っていたみたいで、全伐していました。その関係で全部取り除いてから、野菜か、生えてきた筈を採るということを申されていましたので報告いたします。

議長 他に質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。河村 由美子さん

河村係長 議案第2号、農地法第5条第1項の許可後の事業計画変更申請は1件です。受付番号15、当初計画者○○○○○○有限会社は隣接する農地を譲り受け、一体利用地として駐車場を整備したいということです。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で補足説明があればよろしくお願いします。

議長 受付番号15番 質疑ありませんか。

薦田推進委員 事業拡張を行うために事業計画の変更をするということです
で問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画
変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を
求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、変更相当と認め、
進達することに決しました。

議長 日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申
請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。河村 由美子さん

河村係長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、13
件です。受付番号56、川之江町の案件については、渡人は営農困
難のため、事業計画変更受付番号15と併せて駐車場用地として、
転用するものです。受人、○○○○○○有限会社、代表取締役 ○
○○○。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われ
ます。受付番号57、金生町山田井の案件については、現在の工場
では商品の保管スペースが手狭であり、業務拡大のため工場の近く
の申請地に倉庫を建築するものです。受人、○○○○株式会社、代
表取締役 ○○○○。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得
ないと思われます。受付番号58、金生町山田井の案件については

受人は自動車陸送業を営んでいるが、超大型運搬車両の購入により既存用地が手狭となつたため、隣接する農地を譲り受け車両置場等に転用するものです。受人、株式会社○○○○、代表取締役 ○○○○。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号 5 9、妻鳥町の案件については、受人は現在の住居売却により移転先を探していたところですが、受人、渡人合致の店舗兼住宅建築を行う予定です。受人、○ ○○。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号 6 0、妻鳥町の案件については、4月まで○○○○○○○○○○○○○○○○の一時転用用地でしたが、受人のたっての希望により、農地を復元しないまま先月許可になった隣接の分譲宅地の造成に伴う工事車両の駐車場として利用したいということの一時転用です。顛末書及び始末書が出ております。受人、○○○○○○○○○株式会社、代表取締役 ○○○。立地基準、一般基準とも合致し、止むを得ないと思われます。受付番号 6 1、妻鳥町の案件については、受人は勤務地の隣の申請地を譲り受け、貸駐車場として利用したいということです。なお、○○○○一〇は既に造成しており、違反転用ではありますが、始末書が出ております。受人、渡人合致の貸駐車場です。受人、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号 6 2、妻鳥町の案件については、妻の父の土地に建築する受人、渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、○○ ○○。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号 6 3、上柏町の案件については、受人が取締役をしている会社へ貸す、貸駐車場になります。受人、渡人合致の貸駐車場です。受人、○○ ○○。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号 6 4、中之庄町の案件について、受人が人材確保を図るための受人、渡人合致の社員寮建設です。受人、○○○○○○○株式会社、代表取締役 ○○ ○○。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号 6 5、寒川町の案件については、受人は本社に近い申請地に大型倉庫を建設するものです。受人、渡人合致の倉庫建設です。受人、○○○○○○株式会社、代表取締役 ○○ ○○。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号 6 6、豊岡町長田の案件については、受人、渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、○○ ○○。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号 6 7、土居町中村の案件については、受人、渡

人合致の太陽光発電施設です。なお、〇〇〇〇の一部については、造成されており、違反転用ではありますが、始末書が出ています。受人、株式会社〇〇〇〇、代表取締役 ○ ○〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号 68、土居町津根の案件については、受人、渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、○ ○〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 受付番号 56番

薦田推進委員 56番は議案第2号案件の関連ですが、隣接地を取得して駐車場を確保し整備するものであります。地元の水利組合の同意も得ており問題ないと思います。

議長 57番

委員 57、58番、異議ありません。

議長 59番

委員 59、60、61、62番、今説明があったように、異議ありません。

議長 63番

鈴木俊一委員 現在、雑草地になっておりますが、駐車場には問題ないと思います。隣に水路がありますが、そこだけ確保していただければ問題ないと思います。以上です。

議長 64番

武村委員 雜草が生えておりますが、社員寮にすればきれいになるのではないかと思います。異議ありません。

議長 65番

委員 異議ありません。

議長 66番

委員 異議ありません。

議長 67番

委員 異議ありません。

議長 68番

委員 異議ありません。

議長 他に質疑はございませんか。

局長 受付番号63番で、この土地に駐車場というのは問題ないのですが、この南側に鶏舎の建っていた所があると思うのですが、3条で〇〇さんが購入されております。3条ということは農地にしていただかないといけないのですが、事務局が見に行った時、農地になる感じがなかったので、時間経過とともに確認だけ続けてお願ひできればと思います。あくまでも3条で農地として買い入れすること。そこは青地なので自由には使えません。今は全部、ならしていて造成土を入れているかたちとなっています。畑として使うと申請していますので、建物を建てたりするのは無理です。もし建物が建つようなことがあれば、指導に入らないといけないので、その辺だけ注意して見ていただいたらと思います。

議長 他に何かございませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第6、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君
(岡田係長、受付番号79番～91番を議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号92番から94番については再設定であります。

議長 それでは受付番号79番、質疑ありませんか。

委員 79、80番、異議ありません。

議長 81番

委員 異議ありません。

議長 82番

委員 82、83番、異議ありません。

議長 84番

委員 異議ありません。

議長 85番

委 員 異議ありません。

議 長 86番

委 員 異議ありません。

議 長 87番

委 員 異議ありません。

議 長 88番

委 員 88、89、90番、異議ありません。

議 長 91番

委 員 異議ありません。

議 長 受付番号92番から94番の再設定について、質疑はありませんか。

河村一碩推進委員 91番の米40キログラムというのは。

岡田係長 現物支給で、1反あたり米40キログラムということです。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、支障がない旨の意

見とすることに決しました。

議長　日程第7、諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止についてを議題といたします。

議長　議案の説明を求めます。大西 唯文君
(大西次長、受付番号8番を議案書により説明)

議長　これより、質疑にはいります。

議長　受付番号8番、質疑はありませんか。

委員　異議ありません。

議長　他に、質疑はありませんか。

議長　格別ないようですので、これより採決いたします。

議長　諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員　拍手全員

議長　拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長　日程第8、諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議長　議案の説明を求めます。河村 由美子さん

河村係長　諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてをご説明いたします。今回4件です。受付番号3、個別除外のための案件です。申出人、○○ ○○○。介護認定を受けた高齢な父を同居して介護するために、父の所有する申出地に自己住宅を建築し

たいと考え、父の所有地を検討した結果、当申出地以外に利用できる土地がなかったため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。受付番号4、個別除外のための案件です。申出人、有限会社〇〇〇、代表取締役 〇〇〇 〇は、土木事業及びリサイクル業を営んでいますが、現在の事業用地は手狭であり、一団の土地を形成して一体利用が可能な土地であり、また当申出地以外はその土地所有者との同意が得られないため、止むを得ず農用地区域から除外したいというものです。受付番号5、農用地編入のための案件です。当該地は集団的農地に接続しており、周辺農地と一体的に農業生産の振興と保全を図るため農用地に編入するものです。面積は計3,952平方メートルあります。受付番号6、個別除外の案件です。申出人、〇〇〇〇株式会社、代表取締役 〇〇 〇〇。本社工場の老朽化に伴い、従業員の安全確保や市場への安定供給を図るために工場の建替えの必要に迫られていますが、現本社工場では周辺に他の工場や人家があるため建替え等が不可能であります。今後も従業員の安全確保や市場への安定供給を図り、トップメーカーとしての優位性を保つためには、新工場の建設が不可欠であります。他の既存の工場はいずれも既に新增築されており、隣接地への拡張も不可能であります。また本社工場とは他の製品を製造しているため、本社製品を他工場で製造できないので、新たに用地を取得して新工場を建設する必要があります。新たな土地を構えての工場建設が可能な予定地を複数検討してきましたが、今回の申出地以外に一体利用ができる土地がないため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。合計で49筆、面積は23,705平方メートルあります。以上4件であります。説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願ひします。

議長 受付番号3番、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

辻委員 すでに耕作されておりますので、問題ありません。

議 長 6番

河村 薫委員 本社の老朽化に伴い、適当な場所を探していたそうで、ちょうど該当する土地の良い所があって、ほとんど開田の土地で田の半分くらいが遊休農地になっている状態で、農家の方も喜んでいる一体地で問題ないかと思います。

局 長 追加ですけど、先々月の総会時にここが第2種農地相当であるという意見書を可決していただき、県の方へはその意見書を提出しております。青地はここ3万平方メートル弱あるのですが、再来月あたりに転用の申請が出てきますが、その時には3万9千平方メートルくらいになる予定であります。総面積は5万平方メートルくらいの予定だそうです。

議 長 他に、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諒問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諒問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第3回四国中央市農業委員会臨時総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間（14：20）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署名人

四国中央市農業委員会

議長

石川有利

委員

鈴木博美

委員

尾崎靖雄